

保育所感染症（第2、3種・その他）の診断書及び出席停止期間の確認書

保育所名 小熊保育園

組 氏名

- 1 上記の物について、次の病気（○印）と診断しました。
 2 上記の物について、次の病気により令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 （ 日間）出席停止したことを認めます。

出席停止になりうる感染症(第2種と第3種)と出席停止の期間の基準(学校保健安全法施行規則 第18条 第19条)

分類	○印	病名	出席停止の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
第2種		インフルエンザ (型)	発症後5日、かつ解熱後3日が経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス感染症)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
		結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種		コレラ,細菌性赤痢,腸チフス,バラチフス	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
		腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	主な症状が消失し医師が登園可能と認めるまで
		流行性角結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
		急性出血性結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
		その他の感染症(条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)	
		溶連菌感染症	適切な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良ければ登園可能
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能
	伝染性紅斑	発疹(りんご病)のみで全身状態が良ければ登園可能	
	その他の感染症 ()	症状が改善し、全身状態の良くなるまで	

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナを言います。「通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・伝染性軟属腫(水いぼ)
 伝染性膿痂疹(とびひ)

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印